

3. 新規性を喪失するパターン —— 公知・公用・刊行物記載

4. 「新規性喪失の例外」 手続 —— 最初の公開から6カ月以内に出願を

「公になってしまった」という申告がなされたところの、
「その事実（学会発表による公知など）」の発生はなかった、つまり、
「その事実」を原因としての「新規性喪失」には至っていない、とみなす。

- 【1】 最初の公＝新規性喪失事実の発生日から6ヶ月以内に特許出願すること。
- 【2】 特許出願には「新規性喪失の例外の適用を受けたい」旨を明記すること。
- 【3】 特許出願から30日以内に、新規性喪失事実に関する証明書を提出すること。

5. 特30条の落とし穴 —— 危険がいっぱい

(*_^_*)

(/;))

(;_))

(>_<)

(^_^)/

HP

2014 5 ©